

茨城県中央環境衛生組合財務規則

令和6年4月1日

規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の6の規定に基づき、法令、条例及び他の規則等に特別の定めのあるもののほか、財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(財務)

第2条 茨城県中央環境衛生組合の財務に関する事項については、茨城町財務規則（昭和61年茨城町規則第4号）に規定する財務に関する事項の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。